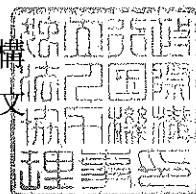




JICA (ER) 第 2-02002 号
平成 20 年 2 月 2 日

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦 殿

独立行政法人 国際協力機構
理 事 黒 木 雅 文



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第 10 号

「ベトナム国ホアラック・ハイテクパークフィージビリティ修正調査」

2. 諮問事項

ベトナム国ホアラック・ハイテクパークフィージビリティ修正調査に係る
ドラフトファイナルレポートにおける環境社会配慮

以 上

平成21年3月31日

独立行政法人 国際協力機構
理事 黒木 雅文 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第10号に対する答申について

環境社会配慮ガイドライン2.4の規定に基づき、諮問第10号「ベトナム国ホアラク・ハイテクパークフェージビリティ修正調査」（開発調査）に係るドラフトファイナルレポートにおける環境社会配慮について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

以上

「ベトナム国ホアラック・ハイテクパークフィージビリティ修正調査」に係る ドラフトファイナルレポートにおける答申

人口予測

1. HHTP の開発により大規模な人口流入が予測されるが、その前提となるデータや根拠を明示すべきである。また、これに必要な住居等のインフラが適切に整備されるのか言及されるべきである。

代替案

2. HHTP 全体計画に係る代替案検討は、ベトナム側により既に計画が承認されていることから困難であることは理解できるが、計画内における各基盤施設整備については、代替案検討が行われていると考えられるため、その旨報告書に明示すべきである。

土地収用/住民移転

3. HHTP 計画の一部では住民移転が既に始まっており、十分な移転用地が用意されていない旨報告されている。今後、本調査が対象とする事業が日本の協力により実施される際は、移転用地が十分に確保され JICA 及び JBIC ガイドラインに基づき住民移転が行われるよう、ベトナム側に対し求める必要がある。

累積的/複合的影響評価

4. 雨水調整のためのタンサ湖周辺護岸整備及び関連施設整備、下水道整備、下水道処理施設整備等により、水文や地下水、自然生態系への複合的な影響が発生する可能性が考えられるため、これらの影響に対する評価及び緩和策を記載すべきである。

廃棄物管理/排水処理

5. 当該地区ではハイテク産業、中小企業、試験研究機関等の立地が予定されているが、今後どのような有害物質処理対策が必要か検討すべきである。

環境管理計画/モニタリング

6. 本計画の供用後の事業活動において環境影響を緩和・低減するためには、基盤施設整備及び施設供用時における環境管理、環境モニタリング、及びモニタリング結果に基づく保全対策実施等のプロセスが重要であり、この点を強調して報告書に明記する必要があるとともに、この内容についてベトナム側に提言することが望ましい。
7. 環境モニタリング計画に示された環境社会項目を抽出した理由や合理性につき、報告書に記載すべきである。

以上